

第4期福生市バリアフリー推進計画の体系・骨子の検討

第3期福生市バリアフリー推進計画 体系・骨子	国・都の方向性	新計画の体系・骨子（案）				
		基本理念（案）		市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまちを継承		
		新計画立案に向けた課題	基本目標	分野	主要施策	主な整備施策（今後、庁内確認を行い見直し予定）
<p>基本理念 市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまち</p> <p>基本目標 1. 施設のバリアフリー等 基本目標 2. 心のバリアフリー等 基本目標 3. 情報のバリアフリー等 基本目標 4. 施策面等におけるバリアフリー等</p> <p>分野1 道路 ・だれもが利用しやすく、出かけたくなるような道路づくりを進めます。 分野2 駅 ・すべての市民が、鉄道駅を支障なく利用できるように、市内全駅のバリアフリー整備を図ります。 分野3 市の建築物 ・市民のだれもが支障なく利用できるよう、市の建築物を整備します。 分野4 都市公園 ・だれも行きたい公園づくりを進めます。 分野5 学校教育 ・学校施設のバリアフリー化に努めるとともに、高齢者や障害のある人等への理解と思いやりの心がはぐくまれるよう、教育活動を推進します。 分野6 生涯学習 ・市民一人ひとりが「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」をめざし、互いに支え合い、共に生きることができる社会の実現をめざします。 分野7 市民参加 ・市民一人ひとりが「思いやり」の気持ちを持って、ハード・ソフト両面から「まち」のバリアフリー等を推進します。 分野8 組織の対応 ・職員がバリアフリー化やユニバーサルデザインについての共通認識を持ち、全庁を挙げてバリアフリー対応を推進します。</p>	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）</p> <p>○趣旨 ・高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者）、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。また、バリアフリー化のためのソフト施策も充実します。</p> <p>○「スパイラルアップ」と「心のバリアフリー」の促進 ・具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者、障害者など当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や対策を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」が国（地方公共団体）の責務 ・バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力を求める「心のバリアフリー」が国（地方公共団体）や国民の責務</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年5月20日）</p> <p>○公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ○国民に向けた広報啓発の取組推進 ・優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進 ・市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等） ○バリアフリー基準適合義務の対象拡大</p>	<p>（基本目標1 施設のバリアフリー等） ・障害の有無に関わらず、誰もが円滑に外出し、移動できるよう環境の整備に取り組むことが必要 ・施設が建設された後では改善が困難であるため、構想段階から十分な市民参加の機会を設け、施設の主な利用者、高齢者、障害者等の幅広い市民より意見を収集し、事前に問題を解消する取組を推進することが必要</p> <p>（基本目標2 心のバリアフリー等） ・福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図り、福祉教育の活動を広げていくなど、心のバリアフリーに関する意識啓発の推進に取り組むことが必要</p> <p>（基本目標3 情報のバリアフリー等） ・支援が必要な人への情報提供の充実や様々な相談機関の周知、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりが必要 ・障害の有無に関わらず誰もが円滑に情報を確認できるよう、それぞれの媒体において情報発信を工夫することが必要</p> <p>（基本目標4 施策面等におけるバリアフリー等） ・「ユニバーサルデザイン」の理念を理解した上で、市民にはどのようなニーズがあるのか、何が問題となっているのかなどの情報を共有し、施策を推進していくことが必要 ・障害者差別解消法の施行により、市職員の適切な対応の重要性はこれまで以上に高くなるため意識啓発や実践的な研修に取り組むことが必要</p>	<p>基本目標1 基本目標3 情報のバリアフリー等</p> <p>基本目標2 心のバリアフリー等</p> <p>基本目標4 施策面等におけるバリアフリー等</p>	<p>分野1 道路</p> <p>(1)歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくり</p> <p>(2)区域等を定めた道路づくり</p> <p>(3)幹線道路のバリアフリー整備</p> <p>(4)市民参加による道路のバリアフリー等</p> <p>(5)道路整備計画の策定</p> <p>(6)関係機関との連携と協力</p> <p>分野2 駅</p> <p>(1)駅の整備の推進</p> <p>(2)鉄道事業者への要望、要請</p> <p>(3)バリアフリー法に基づく基本構想の推進</p> <p>分野3 市の建築物</p> <p>(1)施設の設置及び改修等</p> <p>(2)体育施設の整備施策</p> <p>(3)民間施設・住宅のバリアフリー化の推進</p> <p>分野4 都市公園</p> <p>分野5 学校教育</p> <p>分野6 生涯学習</p> <p>分野7 市民参加</p> <p>分野8 情報</p> <p>分野9 組織の対応</p> <p>(1)施設のバリアフリー等</p> <p>(2)心のバリアフリー等</p> <p>(3)施策面等におけるバリアフリー等</p>	<p>①歩道の整備 ②簡易な歩道がある道路の整備 ③幅員の狭い生活道路の整備 ④バス停留所の整備 ⑤休憩スポット、ベンチ等の整備 ⑥バリアフリー対応型信号機の整備 ⑦道路標識等案内表示の設置 ⑧事前確認の徹底 ⑨道路占有者、市民への啓発</p> <p>①福生駅を中心とする区域の整備 ②牛浜駅を中心とする区域の整備 ③拝島駅を中心とする区域の整備 ④熊川駅、東福生駅を中心とする区域の整備</p> <p>①看板、商品その他物品の撤去 ②放置自転車等の根絶 ③自動車の駐車、停車及び運転マナー ④樹木、植栽等の剪定</p> <p>①福生駅等の整備 ②牛浜駅の整備 ③東福生駅の整備 ④熊川駅の整備</p> <p>①敷地内通路の整備 ②障害者用駐車スペース等の確保 ③段差の解消及び手すりの設置 ④トイレの整備 ⑤標示・誘導の改善 ⑥出入口（主要な出入口）の整備 ⑦エレベーターの整備 ⑧観覧席・客席の整備 ⑨子育て支援環境の整備（授乳及びおむつ替えの場所）</p> <p>①敷地内通路のバリアフリー ②観戦スペースの確保 ③だれでもトイレの整備 ④シャワー室の整備</p> <p>①バリアフリー化整備資金に係る利子助成 ②住宅バリアフリー化改修工事助成 ③住宅改修アドバイザー派遣</p> <p>①出入口や園路の整備 ②遊具の整備 ③トイレの整備 ④障害者用駐車スペースの確保 ⑤憩いの場の整備 ⑥「公園ボランティア制度」の実施 ⑦「公園・緑地整備計画」の策定</p> <p>①人権教育の推進 ②身体的な障害のある児童・生徒の受け入れ ③学校施設のバリアフリー化の推進</p> <p>①生涯学習環境のバリアフリー推進 ②高齢者や障害のある人等を対象とした事業の充実 ③「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」の普及 ④ボランティア活動の推進 ⑤高齢者や障害のある人との交流の促進</p> <p>①市民への普及・啓発 ②近隣の高齢者や障害のある人等への配慮 ③身体障害者補助犬同伴者への理解の促進 ④市民の意見要望等の把握 ⑤危険箇所の連絡の依頼 ⑥「商店街振興プラン」の推進</p> <p>①わかりやすい情報提供の配慮 ②災害情報のバリアフリー化等の推進 ③視覚障害者・聴覚障害者への情報サービスの充実 ④ホームページのバリアフリー化等 ⑤福祉サービスガイドブックの作成 ⑥バリアフリーマップの作成 ⑦図書館資料の宅配 ⑧対面音訳の実施</p> <p>①バリアフリー意識の徹底 ②施設のバリアフリー整備状況の把握 ③設計業者等との協議</p> <p>①窓口への案内など ②エレベーターがない施設における対応 ③市民の会議室等の利用の支援</p> <p>①だれもが参加しやすい事業等の実施 ②要配慮者（避難行動要支援者）への支援 ③手話通訳、盲ろう者通訳研修等への職員派遣 ④障害のある人の支援 ⑤合理的配慮の推進</p>	
<p>福生市総合計画（第5期）「前期基本計画」</p> <p>目指すまちの姿 人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ</p> <p>施策2 人の流れ・にぎわいを生み出す 基本事業4 公共交通の充実</p> <p>施策3 魅力的な都市環境を生み出す 基本事業5 計画的な都市整備の推進</p> <p>基本事業6 安全で利便性の高い都市環境の整備 基本事業7 人にやさしい都市環境の整備</p> <p>施策9 子どもの生きる力を育てる 基本事業23 教育環境の充実</p> <p>施策13 自立促進に向けて安定した生活を支える 基本事業31 地域福祉の推進</p> <p>施策14 健やかで豊かな暮らしを支える 基本事業34 生涯学習の推進</p> <p>施策20 多様性を認め合う 基本事業47 人権の尊重</p>	<p>都の方向性</p> <p>東京都福祉のまちづくり条例</p> <p>高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に利用できるようにするため、建築物、道路、公園、公共交通施設など、規則で定める施設を「都市施設」とし、この施設を所有し、又は管理する者に、整備基準への適合努力義務を課しています。</p>					